

コンプライアンス

コンプライアンスへの取り組み

コンプライアンスとは、法令やルールを遵守することはもとより、さらには社会的規範を全うすることをいいます。信用が最大の財産ともいえる銀行にとって、経営の健全性を高め、社会からの信頼を揺るぎないものとするうえでの当然の原則であり、役職員一人ひとりが、日々の業務遂行のなかで着実に実践しなければならないものと考えています。

このため、当行ではコンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、遵守態勢の強化に取り組むとともに、倫理・法務リスク[※]の軽減に努めています。具体的には、コンプライアンスに関する手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定し行内の基本指針とするとともに、コンプライアンスを推進するため、主要施策を協議する全行的な組織として「コンプライアンス委員会」を設置しています。また、コンプライアンスについて一元的に統括・推進するため、「コンプライアンス統括部」を設置しています。

本部各部署、支社、営業部店、パーソナルプラザ、およびコンサルプラザには各々コンプライアンス責任者・コンプライアンス担当者を配置し、法令違反の未然防止と遵守状況のチェックを行っています。さらに、具体的な実践計画である「コンプライアンス活動計画」を年度ごとに策定し、それにもとづいた取り組みも進めています。

今後もコンプライアンス態勢の一層の強化を図っていきます。

※ 倫理・法務リスク：役職員が業務に関して法令・規則・社会的規範等に抵触する行為をすることや、規定・手続等がこれらに抵触していることを原因として、お取引先・株主等から法的あるいは道義的責任を追及され、損害賠償責任を負うことや信用を失墜するリスクのことです。

マネー・ローndリング・テロ資金供与および拡散金融対策への取り組み

金融機関はその業務内容から、日常の取引を通じて、マネー・ローndリングやテロ資金供与、拡散金融、金融犯罪に利用される危険性があり、国際的にもテロの脅威の高まり、資金移転の広域化、国際化が見られるなかで、金融機関の取り組みに対する関心が高まっています。このような状況のもと、百五銀行グループは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」や「外国為替及び外国貿易法」などの関係法令の遵守はもとより、時々刻々と変化するリスクにも対応できるよう、実効性のある「マネー・ローndリング・テロ資金供与および拡散金融対策」に取り組み、金融機関として求められる信頼に応えていきます。

百五銀行の管理態勢

区分	部署	役割
第一の防衛線 (営業部門)	営業店、パーソナルプラザ、コンサルプラザ等	マネロン等のリスクに最初に直面し、これを防止する。
第二の防衛線 (管理部門)	マネロン・テロ資金供与対策室、本部所管部署等	第一の防衛線の自律的なリスク管理に対し牽制、支援を行う。
第三の防衛線 (内部監査部門)	監査部	マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の有効性等を検証する。

内部通報制度

当行は、法令等違反行為、不正行為、社内規定・規則違反行為、ハラスメントなど、コンプライアンス上の問題がある行為の早期発見と事故の是正、再発防止のために、内部通報制度(コンプライアンス・ホットライン)を設け、当行および当行グループのすべての役職員(退職後1年以内の者を含む)が、コンプライアンス上の問題を通報・相談できる態勢を整えています。

コンプライアンス・ホットラインは、顕名・匿名を問わず通報・相談することができ、「ホットライン対応従事者」に任命された従事者や専任弁護士が内部通報の受付、調査、是正に必要な措置を行います。

通報には、少数の対応従事者で対応することで通報者の情報共有範囲を最小限としています。

役職員は通報者・被通報者、通報された事案に関する調査協力者が誰であるかを探索してはならないこと、および通報者・調査協力者は、自らが通報・調査に協力した事実、知り得た事実を開示してはならないことなどを定め、通報者に不利益な取扱いが行われることなく、安心して利用できる仕組みとしています。

また、研修などでコンプライアンス統括部が内部通報制度やコンプライアンス・ホットライン窓口について説明し、役職員への周知と制度の理解を深めています。

利益相反管理

当行または当行のグループ会社とお客さまの間、ならびに当行またはグループ会社のお客さま相互間における利益相反のおそれのある取引に関し、銀行法、金融商品取引法、その他関係法令等にもとづき、お客さまの利益を不当に害することのないよう適切に業務を遂行しています。

「利益相反のおそれのある取引」とは、当行またはグループ会社が行う取引のうち、「お客さまの利益が不当に害されるおそれがある場合の取引」をいいます。「利益相反」とは、当行またはグループ会社とお客さまの間、ならびに当行またはグループ会社のお客さま相互間において利益が相反する状況をいいます。利益相反管理の対象となる会社は、当行ならびにグループ会社の株式会社百五総合研究所および百五証券株式会社です。

当行では、利益相反管理の対象となる取引を特定し、適切に管理しています。

また、法令等に従い、「利益相反管理に関する指針」をホームページへの掲載、店頭への掲示等により公表しています。

反社会的勢力の排除

百五銀行グループは、銀行の持つ公共的使命および社会的責任の重みを常に認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力への資金提供は断固として拒絶し、反社会的勢力の不当要求・不当介入は毅然として排除するなど、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係遮断を図るべく、組織全体で対応しています。

具体的には、反社会的勢力対応規定により、反社会的勢力との関係遮断を図るための基本的な事項を定め、役職員に徹底を図るとともに、契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入し、反社会的勢力との取引の未然防止に努めています。

また、警察等関係行政機関や弁護士等外部専門機関と連携し、取引排除・関係遮断に向けた対応を継続的に実施しています。

顧客保護・お客さま情報の管理態勢強化への取り組み

百五銀行グループは、顧客保護等管理を経営の重要な課題の一つと位置づけ、顧客の視点に立って、法令やルールを厳格に遵守し、誠実かつ公正な企業活動を遂行していきます。百五銀行グループは、顧客保護等管理方針により、企業理念に則り、法令等を厳格に遵守し、顧客の正当な利益を保護するとともに、顧客の利便の向上に努めることを定め、顧客保護等管理状況の分析・評価を踏まえて、継続的に取り組んでいます。

苦情の一元管理を行う統括部署を設け、顧客からの相談、苦情を受け付けています。苦情の統括部署は、発生した苦情を集約するほか、発生部署等に苦情解決に向けた指示、指導を

行っています。苦情の内容や原因の分析および改善策等の対応状況については、コンプライアンス委員会を通じて取締役会に報告しており、改善に向けて継続的に取り組んでいます。また、銀行法上の「指定紛争解決機関」である「一般社団法人全国銀行協会」との間で手続実施基本契約を締結し、顧客との紛争に関して第三者の関与によって解決を図る手続きである金融ADR制度に対応しています。

お客さま情報については、個人情報の保護に関する法律および関係法令等を踏まえ、個人情報の利用目的などをホームページで公表しています。また、個人情報保護宣言にもとづいて、個人情報の適切な保護と利用を図るとともに、厳格に管理しています。

金融ADR制度への対応

銀行法上の指定紛争解決機関である一般社団法人全国銀行協会と苦情対応手続および紛争解決手続に関し、契約を締結しています。

連絡先 全国銀行協会相談室 電話 0570-017109 または 03-5252-3772

贈収賄その他汚職への取り組み

接待・被接待とは、お客さまをはじめとするすべてのステークホルダーとの関係構築および業務を円滑に運営するための手段であり、適切かつ健全に行うもので、社会通念や常識を逸脱することのなきよう「接待・被接待に関する管理手続」を定め、贈収賄その他汚職の防止態勢を整えています。

TOPICS

三重県警察との「金融犯罪に係る被害防止等に関する情報連携協定」の締結について

2025年3月7日、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺等の金融犯罪を巡る深刻な情勢に鑑み、当行が取引モニタリング等により把握した被害が疑われる取引、不審な口座開設等の口座情報について、三重県警察にその情報を提供し、いまだ被害に気がついていない被害者の被害拡大防止や、迅速な捜査につなげることを目的として、「金融犯罪に係る被害防止等に関する情報連携協定」を締結しました。

当行は、今後も警察との連携を図り、地域の皆さまが安全・安心に暮らすことのできる地域社会づくりに貢献します。

